

議案第1号

口頭により開示請求をすることができる保有個人情報について

**口頭により開示の請求をすることができる保有個人情報について、
別紙のとおり定める。**

平成19年2月14日

沖縄県教育委員会

沖縄県教育委員会告示第 号

沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第26条第1項の規定により、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報を次のように定め、平成 年 月 日から施行する。

平成 年 月 日

沖縄県教育委員会
委員長 中 山 熱

口頭により開示の請求をすることができる保有個人情報の内容		口頭により開示の請求をすることができる期間	口頭により開示の請求をすることができる場所
試験等の名称	開示する内容		
沖縄県教育委員会学芸員採用選考試験	試験の総合得点及び順位	合格発表日の翌日から1月を経過する日まで	教育庁総務課

備考 開示期間の末日が沖縄県の休日を定める条例（平成3年沖縄県条例第15号）第1条第1項に規定する県の休日に当たるときは、当該開示期間は、その翌日をもって満了するものとする。

(提案理由)

沖縄県教育委員会学芸員採用選考試験の実施に当たり、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第26条第1項の規定に基づき、あらかじめ、口頭により開示請求をすることができる保有個人情報について定め、開示請求者の負担軽減と事務の効率的な運用を図る。

沖縄県教育委員会学芸員採用選考試験案内

沖縄県教育委員会

1 採用予定人員及び職務内容

- (1) 採用予定人員
学芸員（人類学担当） 2名

(2) 職務内容

- ① 人類学資料（港川人骨等）の収集、購入、受入、保管、整理に関する事
- ② 人類学の調査研究、常設総合・部門展示、講座等に関する事
- ③ 博物館における特別展、企画展に関する事
- ④ その他、博物館業務に関する事

2 応募資格

- (1) 次のいずれにも該当する者

- ① 昭和48年4月2日以降に生まれた者
- ② 大学院博士課程を修了した者（博士号取得者）、採用時までに博士課程を修了し博士号を取得見込の者、又は大学院博士課程（後期）に3年以上（3学年以上に）在学した者（在学中の者も含む）
- ③ 大学院において人類学又は考古学を専攻（人類学又は考古学に関する単独の専攻がなく、他の専攻に包含されている場合にあっては、主たる専攻）した者で、人類学全般に対して幅広い知識を持ち、沖縄県から出土する人骨あるいは人類先史資料を主な対象として、人類学に係る調査研究並びに教育普及ができる者

(2) 国籍条項

日本の国籍を有しない者も受験できます。ただし、日本の国籍を有しない者は、公権力の行使又は公の意思形成への参画に携わることはできないとする公務員に関する基本原則に基づき任用されます。また、採用に当たっては、「就職が制限されない在留資格」であることが必要です。

(3) 次のいずれかに該当する者は応募できません。

- ① 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ② 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ③ 沖縄県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ④ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 応募手続等

(1) 受験申込書の請求方法

受験申込書（兼受験票）は、沖縄県教育厅総務課で交付します。
なお、郵送を希望する場合には、沖縄県教育厅総務課あての封筒の表に「学芸員採用選考試験受験申込書請求」と朱書し、140円切手を貼ったあて先明記の返信用封筒（角形2号241mm×335mm）を同封のうえ、請求してください。

(2) 応募手続（次の応募書類を提出）

- ① 沖縄県教育委員会学芸員採用選考試験受験申込書（兼受験票） ···· 1通
- ② 履歴書（J I S規格で本人自筆、写真を貼付し連絡先を明記のこと。） ··· 1通
- ③ 大学院博士課程修了証明書又は大学院博士課程修了見込証明書 ··· 1通（開封無効）
〔大学院博士課程を修了していない者、又は博士課程修了見込証明書を発行していない大学院においては、大学院博士後期課程で3年以上（3学年以上に）在学した（在学中を含む）ことを証する書類〕
- ④ 学位証明書（博士号取得者のみ） ··· 1通
- ⑤ 成績証明書 ··· 1通（開封無効）
- ⑥ 研究指導者等の推薦状 ··· 2名から各1通（開封無効）
- ⑦ 博士論文の要旨又は博士課程（後期課程）における研究概要 ··· 1通
(いずれもA4用紙横書き800字程度で日本語表記のものに限る)
- ⑧ 現在までの研究経過及び今後の展望（A4用紙横書き1,200字程度） ··· 1通
- ⑨ 業績のリスト及び発表論文（主なもの5本以内）の別刷（コピー可） ··· 各1通

(3) 受験申込書請求先及び応募書類提出先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（沖縄県庁13階）
沖縄県教育厅総務課総務係

(4) 応募受付期間

平成19年1月15日（月）～平成19年1月31日（水）午前9時～午後5時

ただし、閉庁日（土曜日、日曜日、祝日等）は受付しません。

郵送の場合は、封筒の表に「学芸員採用選考試験受験申込書類在中」と朱書きし、書留郵便で送ってください。但し、平成19年1月31日までの消印のあるものに限り有効とします。

4 選考試験の方法等

(1) 選考方法

① 書類審査（応募書類）

人類学担当学芸員として必要な高度の専門的知識、研究実績等について審査を行う。

② 筆記試験（専門試験）

人類学担当学芸員として必要な高度の専門的知識、思考力等について記述方式で行う。

③ 口述試験（個人面接試験）

人類学担当学芸員としての適性、人物等について個別面接を行う。

(2) 試験日程及び試験会場

筆記試験及び口述試験の日時、場所については、平成19年2月下旬(20日頃)、沖縄県庁舎内で予定していますが、詳細については、追って通知します。

なお、試験当日に健康診断書（医療機関又は保健所において検査した診断書）の提出が必要になります。

(3) 合格発表時期

平成19年2月下旬から3月上旬予定（沖縄県庁13階に掲示するほか、合格者に対して通知します）

5 勤務条件・給与等

(1) 採用予定

平成19年4月1日以降

(2) 勤務場所

沖縄県立博物館・美術館 ※平成19年11月開館予定

開館までの間は、沖縄県教育庁本庁又は教育機関で勤務する予定です。

(3) 給与

初任給は、平成18年4月1日現在、選考・上級相当 189,600円で、経歴その他に応じてこの額以上になります。他に扶養手当、住居手当、期末・勤勉手当等が支給条件に応じて支給されます。

(4) 学芸員資格

今回の募集においては、博物館法第5条による学芸員資格の有無は問いませんが、未取得の場合は、採用後速やかに学芸員資格を取得していただきます。

なお、沖縄県立博物館・美術館が設置されるまでの間、及び学芸員資格を取得するまでの間は、専門員として発令します。

6 試験結果の開示

試験の結果については、沖縄県個人情報保護条例（平成17年沖縄県条例第2号）第26条第1項の規定に基づき、口頭による開示請求をすることができます。なお、電話、ファクシミリ、はがき等による開示請求はできません。

開示請求をする場合は、受験者本人であることを証明できるもの（運転免許証、旅券等）を持参のうえ、午前8時30分から午後5時15分までの間に、沖縄県教育庁総務課へ直接おいでください。ただし、閉庁日（土曜日、日曜日、祝日等）を除きます。

7 その他

本試験に関するお問合せ先

〒900-8570 沖縄県那覇市泉崎1-2-2（沖縄県庁13階）

沖縄県教育庁総務課総務係

TEL 098-866-2705 FAX 098-866-2710

口頭により開示することができる保有個人情報について（説明資料）

保有個人情報の開示請求は、沖縄県個人情報保護条例第14条第1項の規定に基づき、書面で請求するのが原則であるが、開示決定までに時間を要するため、即時開示が求められる保有個人情報には、不都合である。

このため、各種試験結果など、情報の内容が定型的であらかじめ開示に関する判断を一律に行うことができるもので、一時的に集中して開示請求が見込まれる保有個人情報については、開示請求者の負担軽減を図るとともに、事務の効率的な運用を図るために、条例第26条第1項の規定に基づき、特例として口頭により開示請求を行うことが認められている。

口頭により開示請求を行う場合には、実施機関（教育委員会）が、あらかじめ保有個人情報について定めなければならないため、試験の名称、開示する内容（試験の総合得点及び順位）等について特定する必要がある。

1 開示する内容（試験の総合得点及び順位）について

本県の競争試験、選考試験において開示している内容の範囲内

2 開示請求期間について

他県学芸員採用選考試験において、設定されている期間

（宮崎県、徳島県、宮城県、福岡県等）

【沖縄県個人情報保護条例】

（開示請求の手続）

第14条 開示請求は、次に掲げる事項を記載した書面（以下「開示請求書」という。）を実施機関に提出してしなければならない。

（1）～（3）（略）

2 前項の場合において、開示請求をする者は、自己が当該開示請求に係る保有個人情報の本人であること（前条第2項の規定による開示請求にあっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の法定代理人であること）を示す書類で、実施機関の規則等で定めるものを提示し、又は提出しなければならない。

（開示決定等の期限）

第20条 前条各項の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第14条第3項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

（開示請求及び開示の特例）

第26条 実施機関があらかじめ定めた保有個人情報については、第14条第1項の規定にかかわらず、口頭により開示請求をすることができる。

2 実施機関は、前項の規定により口頭による開示請求があったときは、第19条第1項及び前条の規定にかかわらず、実施機関が別に定めるところにより直ちに開示するものとする。